

飯塚市移住・就業事業における移住支援金交付要綱(令和3年飯塚市告示第297号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月21日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市移住・就業事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、飯塚市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県(以下「県」という。)と共同して行う飯塚市移住・就業事業において、県外から飯塚市(以下「市」という。)に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、市が予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及び飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 就業等に関する要件は、申請者が次の各号に定める事項のいずれかに該当することとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、飯塚市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県(以下「県」という。)と共同して行う飯塚市移住・就業事業において、県外から飯塚市(以下「市」という。)に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、市が予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。<u>当該移住支援金の交付については</u>、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及び飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 就業等に関する要件は、申請者が次の各号に定める事項のいずれかに該当することとする。</p>

(1) 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア～イ (略)

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

エ～オ (略)

カ 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ (略)

(2)～(4) (略)

4 テレワークに関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。

(1) 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア～イ (略)

ウ 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ (略)

(2) (略)

5～7 (略)

(1) 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア～イ (略)

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ～オ (略)

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ (略)

(2)～(4) (略)

4 テレワークに関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。

(1) 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア～イ (略)

ウ デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ (略)

(2) (略)

5～7 (略)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市移住・就業事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に本市に転入した者に適用する。ただし、同日より前に転入した者については、なお従前の例による。